

○飯塚市介護保険利用者負担額減免取扱要綱

平成18年3月26日

飯塚市告示第98号

改正 H30-208、R2-236

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法(平成9年法律第123号)第50条及び第60条の規定に基づき介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第83条第1項及び第97条第1項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情がある場合に行う給付割合の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(R2-236全改)

(減免の基準)

第2条 要介護又は要支援の認定を受けた者(以下「要介護被保険者等」という。)が、次条から第6条までの規定に該当し、かつ、必要な費用の負担をすることが困難であると認めるときは、当該各条に定めるところにより、申請により利用者負担の減免を行うものとする。

(R2-236全改)

(災害による減免)

第3条 要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい被害を受けた場合は、損害金額(保険金又は損害賠償金等により補填される金額を除く。)が当該財産の価格の100分の30以上であるときは、次の各号に掲げる損害の程度に応じ、当該各号に定める給付割合とすることができる。

(1) 損害の程度が全部の場合 100分の100以下

(2) 損害の程度が100分の50以上100分の100未満の場合

ア 100分の90の給付を受けている者 100分の97以下

イ 100分の80の給付を受けている者 100分の94以下

ウ 100分の70の給付を受けている者 100分の91以下

(3) 損害の程度が100分の30以上100分の50未満の場合

ア 100分の90の給付を受けている者 100分の95以下

イ 100分の80の給付を受けている者 100分の90以下

ウ 100分の70の給付を受けている者 100分の85以下

(H30-208全改、R2-236一改)

(主たる生計維持者の死亡、障がい等による減免)

第4条 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障がいを受け、若しくは長期間入院したことにより、本年度中の所得見込金額(退職金又は雇用保険の給付金を含む。)が前年の合計所得金額に対して100分の50以上減少し、生活が困難になったときは、次の各号に定める給付割合とすることができる。

(1) 100分の90の給付を受けている者 100分の95以下

(2) 100分の80の給付を受けている者 100分の90以下

(3) 100分の70の給付を受けている者 100分の85以下

(H30-208全改)

(主たる生計維持者の失業等による減免)

第5条 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、本年度中の所得見込金額(退職金又は雇用保険の給付金を含む。)が前年の合計所得金額に対して100分の50以上減少し、生活が困難になったときは、次の各号に定める給付割合とすることができる。

(1) 100分の90の給付を受けている者 100分の95以下

(2) 100分の80の給付を受けている者 100分の90以下

(3) 100分の70の給付を受けている者 100分の85以下

(H30-208全改)

(主たる生計維持者の農作物被害等による減免)

第6条 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により、本年度中の所得見込金額(退職金又は雇用保険の給付金を含む。)が前年の合計所得金額に対して100分の50以上減少し、生活が困難になったときは、次の各号に定める給付割合とすることができる。

(1) 100分の90の給付を受けている者 100分の95以下

(2) 100分の80の給付を受けている者 100分の90以下

(3) 100分の70の給付を受けている者 100分の85以下

(H30-208全改)

(利用者負担減免の申請)

第7条 利用者負担減免を受けようとする要介護被保険者等は、「介護保険利用者負担減額・免除申請書」のほかに、必要に応じ次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 被災証明書
- (2) 収入状況申告書
- (3) 給与証明書
- (4) 月別収入額
- (5) その他

(R2-236繰上)

(利用者負担減免の認定)

第8条 利用者負担減免を認定したときは、当該要介護被保険者等に「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」(以下「認定証」という。)を交付しなければならない。

(R2-236繰上)

(認定証の提示)

第9条 利用者負担減免の認定を受けた者は、サービスの利用時に事業者に認定証を提示しなければならない。

2 利用者負担減免の認定を受けた者が、福祉用具購入費又は住宅改修費の請求を行うときは、認定証を申請時に提示しなければならない。

(R2-236繰上)

(利用者負担減免認定の期間)

第10条 利用者負担減免の認定の有効期間は、申請日の属する月の初日から市長が必要と認める期間とする。

(R2-236繰上)

(利用者負担減免認定の取消)

第11条 虚偽の申請、その他不正な行為により減免の認定を受けた者に対して当該減免を取消し、当該取消しの日の前日までの間に減免によりその支払いを免れた額を徴収することができる。

(R2-236繰上)

附 則

この告示は、平成18年3月26日から施行する。

附 則(平成30年8月1日 告示第208号)

この告示は、平成30年8月1日から施行する。ただし、第3条(第2号ウ及び第3号ウを除く。)、第4条(第3号を除く。)、第5条(第3号を除く。)及び第6条(第3号を除く。)の改正規定は、告示の日から施行し、平成30年7月1日より適用する。

附 則(令和2年7月8日 告示第236号)

この告示は、告示の日から施行する。